

# 佐世保市立学校空調設備整備事業

## 募集要項

平成 31 年 3 月

佐世保市



## 目 次

第1 事業の概要 .....	1
1 事業名称 .....	1
2 事業目的 .....	1
3 事業内容 .....	1
4 事業期間等 .....	1
5 事業方式 .....	2
第2 応募に関する条件等 .....	3
1 応募者の構成と定義 .....	3
2 応募者の備えるべき参加資格要件 .....	4
第3 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	7
1 事業者の募集及び選定方法 .....	7
2 募集及び選定のスケジュール .....	7
第4 応募に関する事項 .....	8
1 応募手続等 .....	8
2 応募にあたっての留意事項 .....	11
第5 優先交渉権者の決定 .....	13
第6 提案に関する条件 .....	14
1 業務の委託 .....	14
2 業務の請負 .....	14
3 選定事業者の収入 .....	14
4 契約の考え方 .....	14
第7 その他 .....	15
1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	15
2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	15
3 情報公開及び情報提供 .....	15
4 応募手続に関する問い合わせ先 .....	15
別紙1 現地見学会の実施要領及び留意事項 .....	16



## 第1 事業の概要

### 1 事業名称

佐世保市立学校空調設備整備事業

### 2 事業目的

本事業は、佐世保市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園における空調設備を設置することにより、児童・生徒及び園児に望ましい学習・生活環境を提供することを目的とする。佐世保市（以下「市」という。）は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空気調和設備（以下「空調設備」という。）を、市内の小学校 42 校、中学校 23 校、義務教育学校 1 校、幼稚園 1 園（以下「対象校」という。）の普通教室及び特別教室（図書室）903 教室（以下「対象室」という。）に新たに設置する。

事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで、学校間の公平性を確保し、対象校の学習・生活環境の早期改善をはかる。

### 3 事業内容

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

#### （1）設計業務

- ア 設計のための事前調査業務
- イ 対象校における設計業務（各対象校の設計図書の作成等）
- ウ その他、付随する業務

#### （2）施工業務

- エ 施工のための事前調査業務
- オ 施工業務（空調設備の導入に伴う一切の工事を含む）
- カ その他、付随する業務

#### （3）工事監理業務

- ア 施工に係る工事監理業務
- イ その他、付随する業務

### 4 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行う。

#### （1）事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から、平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までとする。

## (2) 事業スケジュール

- ア 契約の締結 : 平成 31 年 (2019 年) 5 月下旬～6 月下旬 (議会議決)
- イ 設計及び施工期間 : 平成 31 年 (2019 年) 6 月～  
平成 32 年 (2020 年) 3 月 31 日
- ウ 事業終了 : 平成 32 年 (2020 年) 3 月 31 日

## 5 事業方式

本事業は、本事業を実施する者として選定された事業者が、空調設備等の設計、施工、工事監理を行う、設計施工一括発注方式 (DB方式) により実施する。

## 第2 応募に関する条件等

### 1 応募者の構成と定義

#### (1) 応募者の構成

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の事業者により構成されるグループとし、グループの構成は、設計業務を行う事業者、施工業務を行う事業者、工事監理業務を行う事業者とする。グループによる応募者を構成する事業者（以下「構成員」という。）は、市の契約相手方として市から直接業務を請け負う事業者とする。

#### (2) 代表事業者及び構成員の明示

本事業に応募する場合には、構成員の中からあらかじめ応募者の代表事業者を定め、その代表事業者が応募手続等を行うこと。また、参加表明及び資格審査確認書類等の提出時には、応募者の構成員について明らかにすること。

#### (3) 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する事業者及び同事業者と資本金または人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできない。

なお、「資本金面において密接な関係のある者」とは、当該事業者の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該事業者の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう。（以下、同じ。）

事業予定者との事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業予定者の構成員または協力事業者から業務を受託することは可能とする。

応募者の構成員または協力事業者として官公需適格組合が参加する場合には、その組合員は他の入札参加者の構成員または協力事業者になることはできない。

#### (4) 応募者のグループ内の業務量等の調整

代表事業者は、構成員で「業務調整委員会」を組織し、業務分配等の調整を行う内部委員会を組成する。

また、市は事業実施後において賠償請求等を行う必要が生じた際には、市の契約相手方となるグループの代表事業者に対して行うものとし、市が代表事業者に対して行った請求等はグループの全ての構成員に対して行ったものとみなすこととする。応募者の構成員は、そのことを踏まえて各構成員間のリスク分担等についても予め当該委員会で調整を行い本事業に参画すること。

## (5) その他

参加表明書を提出し、本事業への応募意思を表明した構成員の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

## 2 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員は、以下で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない、当該要件を満たしていない構成員を含む応募者の参加は認めない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から応募がなかったものとみなす。

### (1) 応募者の共通参加資格要件

次の事項に該当する者は参加できない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 本公募開始日から選定事業者決定日までの間に、佐世保市業務委託契約にかかる指名停止等措置要綱及び佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止の措置または佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者。
- ウ 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制の措置を受けている者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。）
- オ 直近 2 ヶ年で地方税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- カ 佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年佐世保市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団またはその構成員の統制下にある者。
- キ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者またはこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。
  - 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
  - 株式会社東畑建築事務所
  - 弁護士法人関西法律特許事務所
  - 株式会社産学連携機構九州



## (2) 業務を遂行する構成員に関する参加資格要件

### ① 「設計業務」を行う者

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を持つ者を有していること。
- (ウ) 平成 30 年度佐世保市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (エ) 佐世保市に本店を有するもの。または支店・営業所等を有するもので、「認定準市内」の要件を満たすもの。なお、「認定準市内」とは、制限付き一般競争入札における入札参加資格要件基準に定める要件を満たすもので、平成 31 年 4 月 1 日以降に佐世保市から管工事又は、電気工事に係る「準市内業者に係る入札参加資格要件認定書」の交付を受けているものをいう。（以下、同じ。）
- (オ) 構成員のうち必ず 1 者以上は、空調設備の設計の事業者としての設計実績（室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m<sup>2</sup>以上の建物を対象とする。）を有していること。

### ② 「施工業務」を行う者の要件

- (ア) 構成員のうち必ず 1 者以上は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 構成員のうち必ず 1 者以上は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 管工事に従事する者は、平成 31 年度佐世保市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、「建築管 A・建築管 B」に格付けされているもの。
- (エ) 電気工事に従事する者は、平成 31 年度佐世保市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、「電気 A・電気 B」に格付けされているもの。
- (オ) 佐世保市に本店を有するもの。または支店・営業所等を有するもので、「認定準市内」の要件を満たすもの。
- (カ) 構成員のうち必ず 1 者以上は、空調設備の施工の事業者としての施工実績（室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m<sup>2</sup>以上の建物を対象とする。）を有していること。

### ③ 「工事監理業務」を行う者の要件

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある一級建築士の資格を持つ常勤の者を有していること。
- (ウ) 平成 31 年度佐世保市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者。

- (エ) 佐世保市に本店を有するもの。または支店・営業所等を有するもので、「認定準市内」の要件を満たすもの。
- (オ) 構成員のうち必ず1者以上は、空調設備の設計の事業者としての設計実績（室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

### **(3) 同一事業者による複数業務の担当についての要件**

応募者の構成員が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。ただし、「施工業務」及び「工事監理業務」においては、それぞれの独立性を確保すること。

### **(4) 業務の再委託または下請けの要件**

本事業の実施にあたり、市の承諾がある場合は、各業務の一部に限って再委託または下請けさせることができるものとする。なお、施工業務に関しては、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

### **(5) 市内事業者の事業参画**

必要な資機材・飲食物・消耗品等を市内事業者から調達するなど、地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

### **(6) 参加資格の喪失**

応募者が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消す。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とする。

#### **① 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合**

参加資格確認基準日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者の構成員のうち、1ないし複数事業者が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった事業者（以下「残存事業者」という。）のみまたは参加資格を喪失した事業者（以下「喪失事業者」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな事業者を構成員として加えた上で、応募者の再編成を市に申請し、優先交渉権者決定日までに市が認めた場合。ただし、残存事業者のみで応募者の再編成を市に申請する場合は、当該残存事業者のみで本募集要項に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失事業者が行う予定であった業務を代替する事業者の特定も行うこととする。ただし、応募者のうち、代表事業者が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

#### **② 優先交渉権者決定日から契約締結日までに参加資格を喪失した場合**

優先交渉権者決定日から契約締結日までの間に、応募者の構成員のうち、1ないし複数事業者が参加資格を喪失した場合には、市は仮契約を締結しない、または仮契約の解

除を行うことがある。これにより、仮契約を締結しないまたは解除しても、市は一切の責を負わない。ただし、応募者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、参加資格要件を各構成員（ただし、代表事業者を除く）の変更ができるものとし、市は変更後の応募者と仮契約を締結できるものとする。

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定は、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、市が支払う本事業の実施に係る対価の額をはじめ、事業者の実施体制、実施スケジュール、導入される空調設備の性能、事業者の設計・施工能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

#### 2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表する。市ホームページのアドレスは、「第7・4 応募手続きに関する問い合わせ先」を参照すること。

日程	実施項目
2019年 3月20日	募集要項等の公表
3月20日～4月8日	参考図書の貸与申込期限
3月20日～27日	第1回募集要項等（参加表明関連）に関する質問の受付
3月29日頃	第1回募集要項等（参加表明関連）に関する質問回答の公表
3月25日	第1回対象校の現地見学（市指定2校）
4月3日	参加表明書及び資格確認書類の受付期限
4月3日～12日	第2回対象校の現地見学（市指定2校以外の任意の対象校）
4月9日頃	資格確認審査結果の通知
3月29日～4月5日	第2回募集要項等（参加表明以外）に関する質問の受付
4月12日頃	第2回募集要項等（参加表明以外）に関する質問回答の公表
4月17日	提案書等の受付期限
4月下旬	事業者決定及び公表
5月中旬	仮契約の締結
5月下旬～6月下旬	契約の締結（議会議決）

## 第4 応募に関する事項

### 1 応募手続等

#### (1) 参考図書の貸与

市は、募集要項等の参考図書として以下の書類を本事業に応募しようとする事業者のうち希望者に貸与する。市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外への提供は禁止することとし、取扱いに注意すること。

なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、市は保証するものではない。

- ア 学校施設台帳（全対象校分）
- イ 対象校・対象教室図示図面
- ウ 詳細提案校 一般図

《以下、参考資料》

- エ 単線結線図（現在市が保有しているもの）
- オ エネルギー設備現況一覧（ガス利用状況、契約電力 等）
- カ 室外機設置場所に関する図面（全対象校分）

受付期間 平成31年（2019年）3月20日（水）～4月8日（月）17時まで

申込方法 「参考図書貸与申込書」（様式集 様式0-1）により電子メール（ファイル添付）で申し込むこと。なお、メールタイトルには「参考図書貸与に関する申込（会社名）」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

提出先 佐世保市教育委員会事務局 総務課

貸与期間 平成31年（2019年）3月20日（水）～4月12日（金）17時まで

貸与方法 上記提出先に持参し、「参考図書貸与申込書」（様式集 様式0-1）に、押印の上、参考図書の受領時に上記を提出すること。市は、当該押印済申込書と引換えに参考図書の貸与を行う。なお、持参にあたっては事前に市に訪問予定時刻について連絡し調整した上で、約束した時刻に持参すること。

なおデータは、電子データにて貸与するものとする。

返却日 4月15日（月）17時まで

返却方法 貸与された参考図書は、期日までに上記提出先に返却すること。

#### (2) 第1回募集要項等（参加表明関連）に関する質問の受付、質問及び回答の公表

募集要項等のうち、参加表明に係る内容に関して、質問を下記により受け付ける。また質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

受付期限 平成 31 年（2019 年）3 月 20 日（水）～3 月 27 日（水）17 時まで  
提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「第 1 回募集要項等に関する質問書」（様式集  
様式 1-1）により電子メール（ファイル添付）で提出のこと。なお、メール  
タイトルには「第 1 回募集要項等に関する質問(会社名)」と明記すること。  
提出先 佐世保市教育委員会事務局 総務課  
回答方法 平成 31 年（2019 年）3 月 29 日頃に市ホームページで公表する。なお、質  
問者名は公表しないものとする。

### （3）第 1 回現地見学会（市指定 2 校）の開催

本事業の応募者を対象に、市が指定する対象校 2 校について現地見学会を実施する。な  
お、現地見学の手続き及び留意事項等の詳細は別紙 1「現地見学会の実施要領及び留意事  
項」を確認のこと。

### （4）参加表明及び資格確認書類の受付

本事業への応募者は、参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するた  
めの書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

提出期間 平成 31 年（2019 年）4 月 3 日（水）17 時まで  
提出方法 持参により提出すること。  
提出先 佐世保市教育委員会事務局 総務課

本事業への応募者は、本事業は平成 31 年（2019 年）度に契約を締結するため、平成 31  
年（2019 年）度入札参加資格が必要である。本資格の申請については、以下のとおりとす  
る。

なお、参加表明書及び資格確認書類の提出期日までに、入札参加資格申請書の受理票が交  
付されていない場合は、後日の提出を認めるため、任意様式によりその旨を申し出ること。

申請期間 平成 31 年（2019 年）4 月 3 日（水）～平成 31 年（2019 年）4 月 10 日  
（水）  
申請方法 持参または郵送により提出すること。  
申請先 佐世保市教育委員会事務局 総務課

### （5）第 2 回対象校の現地見学会（市指定 2 校以外の任意の対象校）の開催

本事業の応募者を対象に、第 1 回現地見学会で市が指定した対象校 2 校以外の対象校のう  
ち、応募者が希望する任意の対象校について現地見学会を実施する。なお、現地見学の手続  
き及び留意事項等の詳細は別紙 1「現地見学会の実施要領及び留意事項」を確認のこと。

## (6) 資格審査結果の通知

市は、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、応募者から提出された資格確認書類により資格審査を行う。

市は、資格審査を行った結果を平成31年（2019年）4月9日頃までに代表事業者に通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## (7) 第2回募集要項等（参加表明以外）に関する質問の受付、質問及び回答の公表

募集要項等のうち、参加表明以外に係る内容に関して、質問を下記により受け付ける。また質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

受付期間 平成31年（2019年）3月29日（金）～4月5日（金）17時まで

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「第2回募集要項等に関する質問書」（様式集 様式1-2）により電子メール（ファイル添付）で提出のこと。なお、メールタイトルには「第2回募集要項等に関する質問(会社名)」と明記すること。

提出先 佐世保市教育委員会事務局 総務課

回答方法 平成31年（2019年）4月12日頃に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないものとする。

## (8) 応募辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が応募を辞退する場合は、「辞退届」（様式集 様式3-5）を提出すること。

提出方法 持参により提出すること。

提出先 佐世保市教育委員会事務局 総務課

## (9) 提案書等の受付

応募者は、次により「事業提案書」及び「価格提案書」等（以下「提案書等」という。）を次の要領により市に提出すること。提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、応募者から提出された提案書等に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。また、応募者への確認結果及び回答内容等は、提案書等と同様の扱いとする。

受付期限 平成31年（2019年）4月17日（水）17時まで

提出方法 持参により提出すること。

提出先 佐世保市教育委員会事務局 総務課

## (10) ヒアリング等の実施

市は、応募者に対し、平成31年(2019年)4月下旬に提案書等の内容に関するヒアリング等を実施する。

具体的な実施方法・時間等は、後日、市より代表事業者に対して通知する。

## 2 応募にあたっての留意事項

### (1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案書等の提出をもって、募集要項等(募集要項の他に「要求水準書」、「事業者選定基準」、「様式集」、その他追加で公表する書類を含む。)の記載内容を承諾したものとする。

### (2) 費用負担

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

### (3) 提出書類の取扱い・著作権

#### ① 著作権

提案書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が佐世保市情報公開条例(平成13年条例第4号)に基づき提案内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

#### ② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。

ただし、市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

### (4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業への応募に際しての検討以外の目的で使用を禁ずる。

**(5) 複数提案の禁止**

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

**(6) 提出書類の変更等の禁止**

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

**(7) 使用言語及び単位、時刻**

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

**(8) その他**

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表事業者に通知する。

**(9) 提案上限価格**

提案上限価格は以下のとおりである。この額の範囲で提案を行うこと。  
2,677,560,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）



## 第5 優先交渉権者の決定

### (1) 優先交渉権者の決定

審査は、事業者選定基準に従い資格審査及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は「事業者選定基準」に示す。

提案審査のうち、定性評価（性能評価）については、選定委員会が審査を行い、定量評価（価格評価）とあわせて最優秀提案者を決定する。

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### (2) 優先交渉権者の通知・公表

優先交渉権者決定後、速やかに、すべての代表事業者に対して通知する。

また、審査結果については、佐世保市ホームページに掲載し、公表する。

### (3) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない場合、またはいずれの応募者の提案によっても事業目的の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定しない場合がある。優先交渉権者を選定しない場合には、この旨を速やかに佐世保市ホームページに掲載し、公表する。

## 第6 提案に関する条件

### 1 業務の委託

選定事業者が行う業務は、「第1・3 事業内容」、要求水準書及び提案書等に示すとおりとする。

### 2 業務の請負

提案書等に示したとおり、構成員は本事業の業務を請け負うものとし、市の承諾を得た場合に限り、提案書等に示していない第三者が業務を請け負うことができる。

なお、第三者による業務の請負は、すべて選定事業者の責任において行うものとし、選定事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、すべて選定事業者が責任を負うものとする。

### 3 選定事業者の収入

市は選定事業者との間で締結する契約に従い、設計、施工、工事監理に係る対価を支払う。

### 4 契約の考え方

#### (1) 契約手続き

市と事業者は、市が提示する設計施工一括請負契約書に基づき、仮契約を締結する。

仮契約は、佐世保市議会で議決を得たときに本契約となる。なお、当該契約に関する議案は、平成31年(2019年)5月下旬～6月下旬に開催される佐世保市議会に提出する予定である。

優先交渉権者が本契約締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他事由において優先交渉権者と本契約を締結できない事態となった場合には、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは市の業務に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

#### (2) 契約金額

選定事業者が提案した提案価格に消費税及び地方消費税を乗じた額を契約金額とする。

#### (3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上

## 第7 その他

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

市は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定しておらず、財政上及び金融上の提案については、選定事業者が自らのリスクで実行することとする。

市は、国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、選定事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、選定事業者は、市が行う交付金申請に係る手続き等に対して必要な協力を行うこととする。

### 3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

### 4 応募手続きに関する問い合わせ先

担当 : 佐世保市教育委員会事務局 総務課 施設係  
住所 : 〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号  
電話 : 0956-24-1111 (代表) / 内線 3106  
FAX : 0956-25-9682  
E-mail : [kyouik@city.sasebo.lg.jp](mailto:kyouik@city.sasebo.lg.jp)  
URL : <http://www.city.sasebo.lg.jp/kyouiku/kyouik/gakkoukuucyo.html>

## 別紙 1 現地見学会の実施要領及び留意事項

現地見学の実施に関する要領及び留意事項は次のとおり。

### (1) 現地見学会の実施要領及び申込手続

#### ア 第 1 回現地見学会（市指定 2 校）の実施要領及び申込手続

##### 【対象校及び開催日時】

○佐世保市立花高小学校（所在地：佐世保市花高 3 丁目 4 - 1）

開催日時 平成 31 年（2019 年）3 月 25 日（月）13：30 から（1 時間半程度）

○佐世保市立清水中学校（所在地：佐世保市万徳町 9 - 7）

開催日時 平成 31 年（2019 年）3 月 25 日（月）15：30 から（1 時間半程度）

##### 【参加申込み方法】

受付期間 平成 31 年（2019 年）3 月 22 日（金）17：00 まで

提出方法 「第 1 回現地見学会参加申込書」（様式集 様式 0-2）に必要な事項を記載し、電子メール（ファイル添付）で申込みをすること。なお、メールタイトルには「第 1 回現地見学会に関する申込（会社名）」と明記すること。また、送付後、提出先へ電話にて受信の確認を行うこと。

提出先 佐世保市教育委員会事務局総務課

#### イ 第 2 回現地見学会（市指定 2 校以外の任意の対象校）の実施要領及び申込手続

##### 【対象校及び開催日時】

○佐世保市立花高小学校、清水中学校以外の応募者が希望する任意の対象校

開催期間 平成 31 年（2019 年）4 月 3 日（水）から 4 月 12 日（金）

※現地見学を行う対象校とその日時については、個別に調整を行う。

##### 【参加申込み方法】

受付期間 平成 31 年（2019 年）3 月 29 日（金）17：00 まで

提出方法 「第 2 回現地見学会参加申込書」（様式集 様式 0-3）に必要な事項を記載し、電子メール（ファイル添付）で申込みをすること。なお、メールタイトルには「第 2 回現地見学会に関する申込（会社名）」と明記すること。また、送付後、提出先へ電話にて受信の確認を行うこと。

提出先 佐世保市教育委員会事務局総務課

#### 【見学会開催日等の通知】

第2回現地見学会への申込みを行った事業者が現地見学を希望する対象校と希望日時を踏まえて、開催日時を調整し、申込者へ通知する。なお、各対象校で受け入れることができる日程や、一度に受け入れられる参加者数に限られることがあるため、希望日以外での日程の調整を行うことがある。

#### (2) 見学対象箇所

空調設備を設置する対象室のうち一部、校舎周り、敷地周り、職員室（集中リモコン設置予定箇所）、分電盤、受変電設備、ガス供給の状況等を見学対象とする。

#### (3) 見学方法

- ア 見学会の当日は、指定された対象校に指定時刻に集合し、見学を開始する。
- イ 各対象校間の移動手段は各参加者において手配すること。
- ウ 指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。

#### (4) 現地見学にあたっての留意事項

- ア 指定日時を厳守のうえ、現地に集合すること。また、集合場所は、校舎正面玄関とする。
- イ 乗用車で来校する場合には、指定された場所に駐車すること。ただし、台数に限りがあるため、乗り合わせを行うなど、学校への乗入台数の制御に配慮すること。
- ウ 学校敷地内は全面禁煙である。その他、学校教育活動等に支障ないように留意すること。
- エ 見学中は会社名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示すること。
- オ 見学時に必要となるものは各自用意すること（資料、上履き等）。
- カ 見学にあたっては、必ず職員の指示に従うこと。
- キ 本事業に関連する施設の撮影は可能とするが、生徒個人が特定されるような撮影は認めない。また、撮影した写真等は本事業以外には使用しないこと。
- ク 現地見学における職員への問合せは、学校内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。
- ケ 現地見学時には、本事業の全般や各校の整備条件等に関する質問には答えない。別途、「第2回募集要項等に関する質問書」（様式集 様式 1-2）に記入し、募集要項等に関する質問の受付期間内に提出すること。
- コ 開催期間については、申し込みの状況に応じて、変更の可能性がある。